

第10回 官業民営化等WG 議事録（総務省ヒアリング）

1．日時：平成16年10月1日（金）11:30～12:30

2．場所：永田町合同庁舎1階第1会議室

3．項目： 救急業務

独立行政法人の見直し状況

4．出席： 規制改革・民間開放推進会議

鈴木主査、原委員、大橋専門委員、福井専門委員

総務省

救急業務

消防庁 救急救助課長 武居 丈二（以下「武居救急救助課長」という）

独立行政法人の見直し状況

行政評価局 評価監視官 若生 俊彦（以下「若生評価監視官」という）

大橋専門委員 どうも御苦労様です。それでは、御説明よろしく申し上げます。簡潔にお願いできればと思います。

武居救急救助課長 消防庁救急救助課長でございます。よろしくお願ひいたします。

それでは、お手元の資料に基づき、別添資料と交互に見比べながら説明させていただきます。

1ページ目の総括票につきましては、書いてあるとおりですので省略させていただきます。早速別紙の方にまいります。救急業務というのは、消防活動としての救急業務ということで、消防法と消防組織法に基づく活動として行われております。これは御案内のとおり、事故や災害等から国民の生命身体を守るという業務です。

119番通報には火災、救助、救急、あるいはその他の特殊な事案がすべて入ってきます。年間で800万件を超える119番通報があるわけですが、そういったものを消防業務の中で、総合的なシステムとして管理しておりまして、適時適切な業務に振り分けて対応していくということでございます。

今回の中間報告を見ますと、私どものグルーピングの中に、物損事故の処理とか、競売とか、職業紹介の業務を並べてあるんですけれども、ちょっと同列には扱えないのかなという感じもしております。消防業務は、消火、救助、救急等がすべて連携して行われているものですから、救急業務のみを切り離すということは、信頼性や実効性を大きく阻害すると考えております。

別添の1をごらんになっていただくとわかりやすいのですが、例えばトンネル火災、今年は何件も高速道路でトンネル火災が発生しております。119番通報は指令室に入ります。指令室において、実際にどういった活動が必要なのか判断をし、ポンプ隊や化学車の出動指示を行います。さらに、レスキューが必要になりますので、レスキュー隊の出動を指示

し、救助活動を行います。併せて、傷病者の搬送や救命処置が必要になりますので、救急隊に出場を指示し、救急活動を行います。また、特にこういった火災の場合は、現場への立入による火災原因調査も必要になってまいります。

2点目ですけれども、消防活動として行われているところで、「2 全国的に統一のとれた信頼性の確保と選択できない命」とありますが、当然救急業務は、命に直結する業務でございます。したがって、地域によって命が救えたり、救えなかったりということがあってはならないため、消防本部レベル、県レベル、全国レベル、さらには医療機関とも、重層的に連携を密接にし、技術の研さん、救急活動の情報の共有化を図り、全国的に統一がとれた、どこでも、同じように極めて信頼性の高い安全・安心のセーフティーネットを確保しております。これは当然国民の方々に深く支持をいただいているところでございます。

特に、救急業務というのは、生命身体の危険に直結するものですから、1分1秒を争います。現在、通報を受けてから現場到着まで平均6.3分を要しております。心肺停止傷病者で電気ショックによる除細動をかけるようなケースでありますと、1分遅くなるごとに7~10%ずつ救命率が落ちてくるというデータがございますので、いかに迅速に対応していくかというのが、私どもの最大の目標でございます。救急業務は他の業務のように、例えば国民が事前にどれがいいか時間的余裕をもって選択することができるような業務ではございません。

仮に選択を誤った場合は、死亡に至るとか、高度の障害につながる可能性もあり、救済、回復が不可能となります。このようなことが起こると多くの訴訟提起が予想されます。現状でも最善と思われる方法で救急業務を行っているところですが、訴訟に至るケースもあり、信頼性の確保は大変重要になってまいります。

特に消防というのは、自衛隊や警察と同様に、現場における連携のとれた部隊運用が必要になってまいります。事故や災害等の現場においては、消火や救助等の業務と連携し、かつ必要に応じて他の地域からの応援部隊とも連携しながら行っています。例えば、最近PA連携という、消防ポンプ車と救急車が同時に現場に向かいまして、ポンプ車の方が早く着けば、ポンプ車に搭乗した消防職員が一部応急処置できるものを行いながら救急車を待つという方法もあり、現在、年間十数万件実績があります。

この指揮・命令系統が統一された部隊運用は、まさに消防の根幹を担うものですから、こういったものの一部のみを切り離すことはできないのではないかと考えております。

これは、別添の2と3にございますけれども、別添の2は、実際に指令があった場合に、一番上は指揮車で、2番目はポンプ車、白いのは救急車で、下から2番目は救助車で、一番下ははしご車です。それぞれの部隊が現場に向かいまして、こういった事故現場で救助を行いつつ、もし火災が発生すれば、消火をし、さらに現地で救急の救命処置を講じて搬送していくという手順をいかに迅速に行っていくかということをやっているわけです。

次の別添3ですが、これはまさに、部隊の運用そのものですが、消防署や出張所単位で、

大隊長、中隊長、小隊長がいまして、ポンプ隊、救急隊、指揮隊等の構成になっておりまして、災害や事故が起こった場合に、指揮命令を上赤いラインでそれぞれ必要に応じて大きな隊、小さな隊それぞれに指示を出すとともに、お互いに連携をとりながら現場に出動し、そこで最も適切な対応を迅速に図るということになるわけでございます。

それから、次の説明資料の4すけれども「消防職員の資質の保持と効率的な人員配置・ローテーションについて」とありますが、消防に従事する職員というのは、救急隊員を含めまして、救急、救助、消火、予防について、総合的な知識や経験を持つ必要があり、こういったものを実際に消防学校における教育訓練や人事ローテーション等、いろいろな形で経験することにより備え、業務に従事しております。

こういった資質を備えながら、効率的な業務を行うための勤務体制をとっておりまして、中核を担う専任の職員もおりますし、兼務で幾つかの業務をその状況に応じてやっている職員もいるということで、全体で見ますと、概ね7割ぐらいは兼務がかかっているということでございます。

人事のローテーションは消防全体の中で行っており、一部業務のみを切り離すことは困難でございますし、かえってそうしますと、人員、予算面で極めて非効率になると考えられます。

別添4にありますように、消防関係の職員というのは、左の方にありますように、総合的な災害対応のための基礎的な教育というのを消防学校等で受けています。その中にいるいろいろな業務があるということで、ポンプ隊として勤務した後、救助活動、救急活動、予防業務に従事したりしています。

これを必要に応じてローテーションを行いながら、年齢、体力等の問題も考慮しながら組織としていかに活性化を図りつつ、強化しつつ、効率的に動かしていくかということを常に考えております。

例えば、住民に、特にバイスタンダーという救急現場に居合わせた方に応急手当を行ってもらうことが救命率の向上につながるため、救急では現場活動に携わる以外にも、応急手当の講習を実施しています。消防機関では、平成15年中114万人の方に3時間の普通講習、8時間の上級講習を行っていますが、このような応急手当の普及啓発活動にも消防職員は携っています。このような活動を行いつつ、現場への出動も行うローテーションを組んでいるというのが実態でございます。

別添の5ですが、実際に消防署にこのようなポンプ車、救助工作車、救急車等が配置されておりますけれども、署にいる職員は必ずしも固定的ではなくて、業務に対応して職員を選択して現場に出動するというを示しております。消防業務の中には、消火、救急、救助等がございますが、ある業務が非常に多くなる場合は、乗り換えまして、その業務の車に職員を多く配置しまして、現場出動するというところも行っているところであります。そういった意味で、消防活動というものは非常に多岐多様にわたるものですから、そういった工夫をしながら現在まで運用してきているところでございます。

説明資料の5に戻りますが、「消防機関の行う業務と民間事業の関連について」ということをごさいますて、消防法上の規定は、あくまで消防機関が行う業務を規定しているものであり、消防機関以外が搬送業務を実施することまでも禁止しているわけではありません。現在でも民間患者等の搬送業務とか、医療機関の救急搬送というものも実施可能でありますし、実施されているところをごさいます。具体的に申し上げますと、病院の入退院、通院の足の確保、社会福祉施設を含めた関係機関への送迎、あるいは時間外の病院の救急外来の交通手段等、また、独り暮らし高齢者、寝た切りの人等の足の確保等の分野は、福祉分野とも連携しながら、民間事業者の一層の活用、育成というものを図っていく必要があるだろうと考えております。これは、消防よりも広い範囲の話ですけれども、民間事業者の努力とか、関係者の協力や連携を期待したいと思います。

それから、一般の救急現場での活動というものに加えまして、医療の質を問われることもありまして、専門病院や特定の医師がいる病院、指定した病院への搬送を依頼されるケースをごさいますし、また、病院から病院への転院搬送というものも増えてきております。それぞれの消防機関の管轄を超えるような長距離の搬送が必要になってくるようなケースもごさいます。

それから、救急警護とか警備と書いていますが、例えば要人の方が亡くなられたときや、マラソン大会といったものから、ワールドカップといったものまで、催事の際の救急車の待機をごさいますとか、あるいは事業活動に伴い傷病の発生しやすい職場、例えば、機械工作を扱う職場で身体の一部を切断するようなケースというのがあるのですが、そういった分野につきましては、現在119番要請が来れば、消防機関が出勤して対応していますけれども、民間事業者においても、将来的には実施の可能性がもう少し広がっていく分野ではないのかなという感じがしております。

実は我々も、消防機関はあくまで消防機関で行うんですけれども、民間の人ができる分野をやってもらうのはありがたいと思っています。例えば民間のコールセンターというのが、住民の方にわかりやすい電話番号、警察ですと110番、消防ですと119番とあるんですけれども、わかりやすい番号で、そこに電話をすれば、民間事業者を即時紹介してくれるとか。

あるいは、子供や赤ちゃんが病気になると、昔はかかり付けの小児科医のところに行っていたのが、現在、いつでも診てくれる身近な医師が少なくなってしまっているのですぐ救急車を呼んでしまうような現状があると聞き及んでおります。このような状況であるので、例えばコールセンターの中で、医師が24時間いて、医療相談に乗ってくれるようなシステムがあれば、そこところは、民間活用につながっていくのではないかとか。

それから、実は救急外来だと早く見てもらえるけれども、一般外来ですと、皆様方も経験あると思いますが、なかなか診てもらえないという事情があって、例えば民間の事業者が搬送してきても、消防機関が搬送してきても同様に受け付けてもらえるようになれば、民間活用が広がるかもしれません。

また、民間事業者が運んでいく場合に、途中で容体が急に変わるということがありますが、そのときに、例えば緊急走行ができる等、少しでも早く病院に運べるようになれば、もっと民間活用が広がってくるのかなという感じも持っています。

さらに、当然事業者の登録の問題、それから料金の設定の問題と、これは費用負担の問題と連動しますが、例えば車の保険とセットになって、自賠償とか、任意保険とかございますね、そういったところで払ってもらえるような仕組みができれば、いちいち呼んで、その都度例えば何万円とかいうことにはならないので、もっと民間活用が広がるのではないかと。

それから、医療サイドの問題から言うと、やはり搬送時の責任の問題というのが出てきて、やはり訴訟になってしまうケースがあると非常に困るものですから、不測の事態に備えた応急手当の質の確保、こういった問題も出てまいります。

これらは、消防庁の範囲を超えてしまうものなので、むしろこういったものを積極的に話し合う場というのがあれば、我々からも問題提起を实はしたいと思っではいます。ただ、これらの問題は、必要性に関しても地域事情に差があり、地方では民間事業者もいないし、消防機関も都市部に比べれば余裕があるので、むしろ都市部の問題かなという感じもしております。

結論から申しますと、消防活動として行われている救急業務を民間に移行させるということは、今の仕組みからいっても難しいと考えておりますが、民間事業者を活用していくというのは大変大事だと思っております。本来福祉等で扱う分野の搬送とか、先ほど申し上げましたような、もろもろの搬送の中のうちの一定の部分については、課題がいろいろあるので、そういったさまざまな課題を洗い出して、これを一朝一夕にいかない部分とか、法律を伴う問題もあるんですけれども、解決方策について、関係省庁とか関係機関で検討していくことが可能であるし、そういったものについて少し道筋を付けることができるのかなという感じはしているところでございます。

大橋専門委員 ありがとうございます。

どうぞ。

原委員 今までの救急は、やはり消防とくっついた形で119番でやられてきたという、そういう経緯があるからだと思いますけれども、後段話された救急のところだけのニーズにどう対応していくかということと、私は本当に民間の活用というのは十分考えられるというふうに思っていて、先ほど小児科の話をなされたんですけれども、私の知っている方が有料老人ホームに入っていて、具合が悪くなられて、救急を施設側が呼ばれたと。自分としては、かかり付けのところに行っていたかかったと。だけど、そこは1時間ぐらいかかるようなところだったので、一番近いようなところに運ばれて、大変自分の意に沿わなかったと。

それで、有料老人ホームと契約をするときに、ぱっと見たときには、近くに協力病院があつてとか、提携病院があつてとか、すごくそこに引かれて入ったんだけど、考えて

みたら、自分がかかり付け医の方に行ってもらいたかったので、そういうことから考えると、必ずしも救急を呼んで、すぐ近くで診てくれるようなところと言えるかは、病状というんでしょうか、そのときのあれにもよりけりですけれども、かかり付けの方に運んでてもらいたいというようなニーズは私はあると思っています。何かすごく潜在的な需要というのがある。

おっしゃられたように、道交法の話ですとか、病院側でも優先的にこういった民間事業者が搬送してくるものも救急の場合は優先するとか、何かそういう手当をすると、結構消防というか、火災とか、災害みたいなものとくっついての救急とはまた別のすごく大きな分野があるのではないかなと思って、そういうところと連動していくことができたかなというふうに思います。

武居救急救助課長 福祉分野との連携が重要だと思っています。福祉施設や老人ホームといったところと事業者がある程度提携できるような仕組みや、あと今後は保険等から一部そういったものの費用が出せるようになれば、もう少し民間活用が広がるのかなという感じもしているんですけども、これはちょっと制度論の話になり、消防の枠を超えてしまいます。

原委員 それで、救急救命士の資格はありますね。これがかなり私の知っている子というんでしょうか、取りたいと言っていて、若い人にも結構ニーズがあるような感じがしていて、そういう意味でも新たな産業分野かなと。ただ単純に福祉というと、介護とかヘルパーとか、そういうだけではなくて、こういったところも新たな雇用分野というんでしょうか。あるという感じです。

武居救急救助課長 何も救急車の中だけで救命士ということではなくて、こういった分野に救命士が配置されるのは大変重要なことではないかなというふうに思っております。

鈴木主査 救急車で火災と同時の問題は別として、普通の救急車を呼んだときに、これは救急車で収容を受け入れる、あるいはこれは救急車では受け入れませんという、そういう仕切りというのはあるのですか。

武居救急救助課長 119 番要請が来た場合に、やはりそこで状況を聞きまして、緊急性があって現場に行く必要がある場合は、必ずまいります。

鈴木主査 だから一応症状を聞いて、そしてあなたは救急車ではなくて、タクシーで行きなさいというのを区別するわけですね。

武居救急救助課長 しかし、実際は、映像を見ているわけでもなくて、電話のオンラインですね。ですから、特にわからなくて一番我々が困っているのは、心因性というものでして、外傷だとわかるのですが、心因性の場合は非常にわかりにくくて、東京消防庁でも医師がスタンバイしているんですけども、やはり直接みてみないとわからないということが多いので、現場に行きます。そして、病院に運んで診断してもらうことが多いですね。

実際に、1日に複数回救急車を呼んで、問題ないと思われたにもかかわらず、3回目に

は容体が急変して亡くなってしまったケースもありまして、訴訟責任に関して言うと、いつも背中合わせになっているような分野です。

鈴木主査 実は私も10年ほど前に御厄介になったことがありまして、手の付け根の骨が8割ぐらい欠けたというので、女房が救急車を呼ぶというから、大げさなことを言うなど、こんなものは歩いて行けばいいんだと言ったところ、そのうちにピーポー、ピーポーとやってきたので乗っていったら、そうしたらさっきおっしゃったけれども、全くフリーパスというのか、土曜日だから余り患者さんはいないけれども、お医者さんが飛び出してきて診てもらおうと。大変助かったことは助かったんです。

それで、当然これは高くつくぞと思って、お幾らですかと聞きに行ったらただですと言うので、これはまたありがたい話だと、そのとき私としては思ったけれども、今、おっしゃったような他の民間の緊急を充実させる、その考えは私も非常に賛成ですけれども、しかし、ここら辺が、片や救急車に頼むとただだと。結構この思想というのは、広く伝わっていて、ちょっと何かすると、サイレンを鳴らして飛んでいってくれますから、タクシー代も要らなければ、早く着くし、それからすぐに診てもらえるしというのは悪用とは言いませんけれども、使われておりまして、ただだと民間の救急センターのビジネスが成り立たないという感じがする。

とは言うけれども、救急車で運ばれたら、必ずタクシー代相当分はいただきますとか、人件費もいただきますという、国民感情としてもかなり問題があるかと思うのですが、そこら辺の接点は。

武居救急救助課長 適正利用は、最近我々も、東京消防庁もそうですし、いろいろ言っているところです。救急車が出動しているときに、命を落としそうな人から119番かかってきた場合に、救急車が出払っているというケースも可能性として考えられます。そのときは、ポンプ隊が先に行って、後から救急車が向かうという運用も実施してはいますが、適正利用については、当然周知啓発しなければいけないと考えております。

実際問題、一部金を取り始めると、これは逆にタクシー代わりに使い始める人が権利を主張して増えてしまうのではないかということが、医療関係の識者の間でも言われておりまして、実際にアメリカでは、保険に加入している場合は保険から払われるのですが、加入していない場合は実費負担となる制度があります。料金は5万とか6万ですね。そうすると、5万とか6万を取るのかどうかという議論が出てきますけれども、韓国とかフランスは日本と同様に救急車の利用者から料金を徴収しない制度ですし、押し並べてみると、やはり日本のような制度が適正利用さえされれば、安全・安心のセーフティーネットとしては一番いいのかなという感じはしています。

今言ったように、例えば鈴木主査のようなケースのときでも、医師の医療相談やコールセンターがあって、そこですぐに相談に乗ってもらって、民間事業者に来てもらえるのであれば、料金も徴収できるケースも多いのではないかなと思っています。

大橋専門委員 2つばかり教えてほしいんですけれども、今の鈴木主査の話に関連して、

救急車というのが、言わばタクシー代わりに濫用と言っていいのか知りませんが、そういう傾向が結構あると言われていた中で、救急業務を実施するために要する費用というのは、どのくらいかかっているものなんでしょうか。

例えば、東京消防庁の例を取ってみて、どのくらい年間にかかっているのか、それがわかれば教えていただきたいと思います。

それから、3,300の全国の市町村の中で、自前の救急車なんかを持たずに、あるいは自前の職員ではなくて、民間に委託して救急業務をやらせている市町村なんていうのはあるのかどうか。あれば、どのくらいの市町村で行われているのか、その2点についてちょっと教えていただきたいと思います。

武居救急救助課長 最初の方は、仮定計算がいろいろ働いていますが、東京都の方でバランスシートをつくって、公認会計士の方に入ってもらって計算したものと、一定の仮定ではありますけれども、1件当たり4万5,000円くらいですか。

大橋専門委員 一人当たりですか。

武居救急救助課長 1回の出動当たり4万5,000円という計算が出ていますね。これが諸外国と比べて高いかどうかという話になると、例えばさっき申し上げましたようにアメリカは5万とか6万ですし、ドイツは7万程度などとなっております。

日本の場合、消火や救助等と同じ消防機関の中で兼務したりということがあり、全然国柄が違うので何とも言えませんが、それほど日本が高いという感じはしていません。

後者の方については、全国の市町村の約98%は救急業務を実施してしまっていて、残りの離島や山間部の町村は、自前のところで救急車だけ持って搬送をするケースがやはりございます。

大橋専門委員 そういう委託している非常に例外的な委託をしている場合でも消防法に基づく救急優先権ですか、それは付与しているんですか。

武居救急救助課長 ありますね。それは実施主体が市町村となっていて、道路交通法を見ますと、市町村や病院は緊急通行権を持っています。

鈴木主査 それで、現場に行くと、あなたちょっと言い過ぎじゃありませんかと、それはタクシーでどうぞと言って断わったケースというのはどのくらいあるのですか。

武居救急救助課長 うちの方でデータとして把握はしていません。約800万件の119番コールがあるんですけども。

鈴木主査 それは年間ですか。

武居救急救助課長 年間です。そのうち実際に救急関係で出動しているのは、平成14年中の全国で456万件、搬送人員数は433万人なので、その乖離している二十数万件というのが、何らかの理由で一応搬送していないケースとして考えられます。

鈴木主査 医師の診断によって、これは大した話ではありませんよと、そういうシステムなんかはどう思います。

あなたがちょっと行き過ぎだったんだから、4万円とは言わないけれども、3万円払っ



てくださいと。

武居救急救助課長 例えば、フランスですと、SAMUという機関がドクターカーを持っていますが、現場にドクターが行って診断します。それはまさに医療行為としての診断になるので、それで大したことないというのであれば問題はないということになります。電話で口伝えに聞いただけで大したことあるか、ないかという話で行きますと、日本の今の制度でいくと厳しいのかなという感じがしています。

例えば、将来、情報通信で救急現場の映像もきちんと入ってきて、遠隔でそういったことが診断行為の一つとしてできるということが出てくれば、もしかしたら変わる可能性もあると思います。心因性の場合は、いずれにしても、難しいものがありますけれども、外傷の程度で、例えば鈴木主査のようなケースは映像で送れば、これは近くの病院に行ってもらえばいいので、止血をきちんとして行ってくださいということで、救急隊員が行っても止血の処置だけするというのもできるんじゃないかなという気はしております。

原委員 救急救命士の方のレベルというんでしょうか、育成にもちょっと関係してきますね。

武居救急救助課長 関係してきますね。まだちょっと不足しています。今、育成途上なんですけれども。

大橋専門委員 ありがとうございます。

(武居消防庁救急救助課長退室、若生評価監視官入室)

大橋専門委員 お待たせしました。では、御説明いただきたいんですが、ちょっと時間も切迫していますので、簡潔にお願いできればと思います。

若生評価監視官 それでは、お手元に「平成16年中に中期目標期間終了時の見直しの結論を得る独立行政法人」と題された資料があるかと思しますので、これに沿いまして簡単に御報告したいと思います。

独法の見直しに関係につきましては、17年度末までに56法人、中期目標期間が終了すると、これは16年度3法人、来年の17年度53法人併せて56法人ということなんですけど、今年の6月のいわゆる骨太の方針の2004におきまして、見直しの作業を今年度から着手するというのと、そのうち相当数の法人については、本年中に結論を得ることが決定されております。

これを受けまして、本年中には前倒しで結論を得る法人、これは各府省と協議をしまして、下にありますように、32法人をこのたび選定しております。

次の資料で56法人のうち、どれを選定したのかと。2枚目に縦長の一覧表があるかと思いますが、それで御説明したいと思います。

16年度末に対象になります3法人。これはもともと今年やる予定のものでありまして、ここにありますように、内閣府、経産省関係の3法人ということでございます。

この中で、若干子どもの方の政策評価・独法評価委員会におきまして、9月の下旬に4回ほど各省見直し素案についてのヒアリングをしております、これで出た議論も簡単に

併せて御紹介しておきますと、貿易保険につきまして、ここはいわゆる貿易保険関係は、この法人が独占でやっておりますけれども信用危険分野などリスクの小さいところは、民間に参入を認めるべきではないかと、こういう議論が出ております。

それから、産業技術総合研究所、これについては既に非公務員化が、今年の通常国会で措置済みでございます。あとは研究重点化といったところがポイントになるかと思えます。

それから、17年度末の関係の中で、どれを前倒しするかということですが、内閣府の関係は、上の方にあります公文書館を今年やるということで、駐留軍の関係は来年ということでございます。

総務省の関係2法人でございますが、情報通信研究機構については、これは今年の4月に認可法人と統合したばかりということもありまして、消防研究所の方を前倒しで審議することにしております。これについては、文科省にあります防災科学技術研究所と一体的実施が可能ではないかと、こういう議論がございます。

財務省の関係、酒類総合研究所ですが、1法人のところについては、作業の平準化という議論がございませんので、各府省の判断に任せておりまして、財務省としては、来年度実績を踏まえて見直しをしたいということでございます。

文科省関係は14法人ありますけれども、前倒しは9法人ということで、その中で中段の方にあります国立オリンピック記念青少年総合センター、女性教育会館、青年の家、少年自然の家と、この四法人は、対象はそれぞれ異なるわけですが、業態としては施設の保有管理と、それを使った研修、主催事業の企画・実施ということで、業態的には非常に近いではないかということで、一つは企画部門は一体化してはどうかと。それから、施設の管理・運営、これは民間へのアウトソーシングは考えられないかと、こういう御議論がございます。

厚労省関係は3法人ですが、旧労働省関係の産業安全研究所と産業医学総合研究所、ここを業務の類似性ということもありまして、見直しをするということになっております。

ここについても工学的観点、あるいは医学的観点ということでアプローチは異なるわけですが、労働災害の調査研究という意味では同一ではないかと。そういう意味で学際的な研究ということを検討すべきではないかという御議論がございます。

農水省関係は17法人でございますけれども、そのうち前倒しは10法人、下の方にございます農業関係、あるいは森林、水産関係の研究開発法人、これは8法人でございます。これは業務の類似性、あるいは非公務員化を一括して検討すべきであるということで、前倒しに入っております。

それに併せまして、さけ・ます資源管理センター、農業者大学校を前倒しすると。このいずれの法人も組織自体の抜本的な見直しが必要になっているということもありまして、研究開発法人と併せて、今回、検討したいということでございます。

特に、研究開発法人の中で、農業関係だけでも6法人、細かく分かれておりますので、この辺はパフォーマンスの向上、あるいは間接部門の効率化という観点からは再編等について検討すべきではないかと、こういう議論がございます。

さけ・ますの関係は、資源増大目的の孵化・放流事業については、18年度末までにすべて民間移譲するという方針が決まっておりますので、残る部分というのが調査研究業務になりますので、ここは調査研究機関と併せて検討すべきではないかということでございます。

経産省関係は3法人ですけれども、16年度末で見直す法人が2法人ありますので、併せて5法人のうち3法人を今回見直しをするということで、ここでは製品評価技術基盤機構、ここを前倒しということでございます。

国交省関係は11法人ございますが、その中で土木研究所、港湾空港技術研究所、それから北海道開発土木研究所の土木関係の3法人。それから、海技大学校、航海訓練所、海員学校と、海員養成関係の3法人、いずれも業務の類似性ということで前倒しで実施ということでございます。

この中で、特に北海道開発土木研究所、これは積雪寒冷地対応ということで、土木研と分かれてやるわけですけれども、この辺、業務の一体化等ができないかという御議論。

それから、海員関係の3校につきましては、船員教育のニーズに対応した弾力的な運営が可能になるという観点から一体的な運営が課題ではないかという御議論がございました。

以上、こういう形で32法人選定されております。

今後のスケジュールですが、資料の一番最後のところにありますように、私どもの政策評価・独法評価委員会としましては、分科会レベルですけれども、9月に各省からのヒアリングが終わったところということで、今後、各ワーキング・グループをつくりまして、基本的に各省単位で五つほどワーキング・グループをつくっておりますが、週1回程度、更に議論を深めていくと。あるいは、ここで個別のヒアリングを実施していくということで、勧告の方向性に向けた議論を深めまして、10月26日は分科会レベルでワーキング・グループの検討状況の報告を受けるということになります。

あるいは、行革本部の有識者会議、ここも10月の中旬に各省から統廃合等の対象になるような法人を中心としたヒアリングをやるというふうに聞いておりますので、その辺の議論の動向、そういったものも踏まえた検討が必要であろうということで、この辺でそこら辺の検討をしたいと、こういうふうに考えております。

更に、10月26日の分科会を経て、詰めるべき点は詰めまして、最終的には11月中に政策評価・独法評価委員会として、勧告の方向性を決定すると、こういう運びにしております。

これは、本来、法律上は中期目標期間終了時に勧告をすると、こういう権限になっておるわけですけれども、中期目標期間終了時ですと、次の目標期間に冒頭から反映することが難しいということもありまして、去年の閣議決定によりまして、前の段階で、事実上の

勧告になるわけですが、勧告の方向性ということで考え方を事前に示すと、こういう手続になっております。

これを受けて、各省の見直し素案について、各省それぞれ方向性を受けた見直し作業を再度やりまして、最終的には12月の末に政府行革推進本部として見直し案を決定すると。一応、こういう段取りで今後進める予定になっております。

短い時間で恐縮ですが、以上でございます。

大橋専門委員 ありがとうございます。何かございますか。

原委員 御説明の中には全くなかったことですが、評価委員会の委員ですが、先ほど一つ、こちらから見るとすごく問題があるかなというような感じの評価を出されているようなところがあったので、評価委員の人選のような基準はあるのかというふうに思ったんですが。

若生評価監視官 それは各省の評価委員会の委員ということですか。

原委員 そうです。

若生評価監視官 それは、基本的には各省大臣が任命することになっておりますので、私どもの方から委員の人選についてとやかく言うということとはできないことになっております。

ただ、私どもの方で全体的な評価の準則みたいな考え方というのは示しておりますので、その中では専門分野の人をきちんと入れるとか、偏らないとか、あるいは中立・公平性が確保される、そういう一般的な話を申し上げているわけですが、個々の委員の適格性とか、そういうことについては直接は申し上げられないということです。

鈴木主査 それは選任だけの問題であって、評価内容に対しては一次評価は各省がやるけれども、総合評価というのは総務省でやるんでしょう。それは、その内容に対して、評価のよしあしという問題に対して言えるわけでしょう。

若生評価監視官 当然、私どもの使命は年度評価については、各省の評価委員会が評価したものについて、二次的に評価をして、各省の評価委員会に対して、意見の適切性について意見を言う。これは毎年度の年度評価はそういう役割になっておりますので、そこで当然評価が不十分な点、そういうところについては個別に指摘するということになります。

鈴木主査 やってみなければわからないけれども、ファンクションするのでしょうか。

原委員 なかなか難しいですけど、私は実は評価委員をやっているのがありますが、それで非常に難しいのは、私の知っている人たちも各省庁全部いろんな形で入っていて、評価の内容とか、レベルとか、ものすごく差があるという印象なんです。基本的に差がある。

それから、実際に評価なされたものが、また現場に戻ってくるんですけど、そのときの印象はとても抽象的で現場を知らないというのがあって、評価をした者の評価のところもすごく問題点を感じているというのが、今の状況なので、先ほどもちょっと一つ、何

かとても問題のように思うんですけれども、それはまず、その評価をなされたところも問題であつたらうし、それから評価なされたところもなぜこのままですと通ってしまったかなというような感じがするので、まだまだ、本当に評価に値するような形のものにしていくのに、なお一層の工夫が要るような感じがしております。

若生評価監視官 私どもの仕事は二次評価ですので、各省の評価が出てからの評価なんですけれども、肝心なのは、一次評価のときにきちんとした評価の基準をつくって、そこでしっかり見てもらうということが非常に重要なので、私どもの方でもできるだけ事前に評価の観点とか、基準とか、関心事項とか、こういうことを各省の評価委員会の方に示しまして、こういうところは必ずチェックしてもらいたいと、こういうことは、できるだけ詳しく示すような努力はしております。

ただ、必ずしも御指摘がありましたように、そこら辺が十分浸透していないと思いますし、各省によってはかなりばらつきがあるということは実際にそのとおりだと思います。

それから、私どもの方の仕事は二次評価の話と、先ほど説明しました中期目標期間終了時の見直しの作業と2本立てでやっております。見直しの作業の方は、主要な事務・事業の改廃について、直接各省の主務大臣に対して勧告をすると、こういう権限に基づいてやっておりますので、そこは若干二次評価が評価の評価なので、個別の問題そのものに踏み込むということが難しいのに対して、こちらの見直しの方は直接そういうことに踏み込むということもありますので、年度評価で積み上げてきた問題意識を、中期目標の終了時の見直しのときに、きちんととらえ直して、各省にものを言っていくと、この2段構えで、少し実効性を確保していきたいというふうに考えております。

鈴木主査 手元の資料として平成16年9月の「独立行政法人の見直し素案(各府省作成)の概要」というものがありますが、これが今までの成果ですか。しかも、17年度末までにいうので。

若生評価監視官 まず仕組みとしては、各府省がそれぞれ見直しの素案をつくりまして、それを基にして私どもの方で審議して、最終的に見直し素案に対して、勧告の方向性という形で見直し素案は不十分なので、こういうふうに直しなさいということを行いまして、それで年末に決定すると、こういうことですので、これは入口の各府省が出した見直しの素案の概要ということでありまして。

鈴木主査 これは、これですべてですね。もう追加して各省が言ってくる可能性のあるものはないということですか。

若生評価監視官 それはまさに素案ですから、これからの議論の中で逐次この中身を深めていくということですので、当然ここでは組織形態の見直し等についてほとんど出ておられないわけなんですけれども、これからその辺については、個別にヒアリングをするなりして詰めていって、勧告の方向性の中では直接組織の廃止・統合という形では触れませんが、主要な事務・事業の一体化とか、そういう形である程度廃止・統合が透けて見えるような踏み込んだ形の勧告の方向性に持っていくということになるかと思っております。

ですから、各省として見直しの素案の更に見直した案というのは、最終的に年末の行革推進本部の決定の際に出てくるということになるわけですが。

鈴木主査 それはいつなんですか。

若生評価監視官 12月の末です。

鈴木主査 いつごろが一番やりとりが激しいのですか。

若生評価監視官 先ほどのスケジュールで言いますと、11月中旬に委員会として勧告の方向性を決定するということがありますが、ここで基本的な方向性はかたまと、あとは細部の詰めをやって、本部決定に至るということですので、法人について、どういう方向に持っていくのかということの基本線は11月中の勧告の方向性のところまでの議論だというふうに思います。

鈴木主査 我々の仕事というのは、民間開放ですから、だから基本的には民営化というのに全部が付けば、我が方の仕事はその結果を頂くことでよろしいということになるのだけれども、頑張ってください。

若生評価監視官 法人そのものの民営化というところの要件は必ずしも出ているわけはありませんけれども、個々の業務については、先ほども申しあげましたように、貿易保険についても民間参入の問題もありますし、あるいは会館施設等の民間へのアウトソーシングとか、そういう個々の業務ごとに見ていって、民間である程度力がある部分については、できるだけ民間に移していくと、そういう方向性での議論はかなり意識してやっていきたいというふうに思っています。

鈴木主査 特殊法人を扱うと、大体事務・事業の効率化でお茶を濁すのが二十数年来のプラクティスなのだけれども、これは回答になってはいないですね。効率化するのは当たり前前のことで、のんびりやっておれだなんて答申があるわけがないのだから。そうしたら廃止・統合民営化、なканずく民営化ということをしてこそ、初めて答申であって。

大橋専門委員 勧告で指摘された事項というのは、ほとんどが平成17年度予算に反映されると考えていいんですか。

若生評価監視官 次期中期目標の中に反映していくということになりますので、一部は17年度予算ということがあるかもしれませんが、基本的には翌年度の予算ということになるうかと思えます。

大橋専門委員 18年度予算と。

若生評価監視官 はい。

鈴木主査 その関係は、我々も、今、ヒアリングをやっているけれども、これから実際の提案の段階に入ってきます。そうすると、結果はやってみないとわからないけれども、志は皆民営化というところに行けないかというのをスタート・ラインにしていますけれども、そこら辺の話のお互いのインフォメーションの交換はきちんとやっておくようにして、おたくの方でやる審議に対し、我々の方も事務局が聞かせてもらう。そしておたくの方も聞いておいてもらうと。両方がきちんとやっていくという、その体制をしっかりと

おいた方がいいですね。

大橋専門委員 どうもありがとうございました。